

出雲市原子力発電所環境安全対策協議会
資 料

平成 27 年 3 月 23 日

総務部防災安全課

出雲市の原子力防災の取組み状況について

原子力防災の取組み状況

1. 原子力災害に備えた出雲市広域避難計画について

(1) 経緯

平成24年3月

市は、原子力事故に備えた「出雲市原子力災害暫定行動計画」を策定。

平成24年11月

県は、関係4市との連携により「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定。

平成26年3月

国の原子力災害対策指針の改正や、避難先自治体（広島県の12市町）との間で避難所等の調整が整ったことにより、前計画を改正し「原子力災害に備えた出雲市広域避難計画」を策定。主な改正点は、次のとおり。

- ・避難等の準備及び実施（避難等の目安）を変更
- ・広島県内の避難先市町の同意を得て、避難所等を公表

平成26年9月

避難計画の概要版として「防災ガイドブック」の作成及び配布。

平成26年10月27日（月）～11月4日（火）

市内5会場で「防災ガイドブック」の説明会開催。

平成27年1月28日（水）

広島県内の避難先自治体との意見交換会。

参加機関：内閣府、広島県、島根県、出雲市、避難先自治体（広島県内12市町）

主な内容

- ・国、県、市から原子力防災対策、広域避難計画について説明し、質疑を含め意見交換。

2. 原子力発電所の安全に対する意見反映の取組みについて

(1) 最近の状況

平成25年10月18日

中国電力㈱に対し、出雲市、安来市、雲南市の3市が立地自治体と同様の安全協定を締結するよう要請。

平成25年10月23日

中国電力㈱から「現時点で回答できる状況にない」との回答。

平成25年10月29日

県と、出雲市、安来市、雲南市との間で「島根原子力発電所周辺住民の安全確保に関する協定」に係る覚書の締結。

- ・県は、島根原子力発電所に係る重要な判断や回答をする場合には、周辺市に説明するとともに、国、中国電力等に周辺市の意見を付して届けるものとする。

平成25年11月6日

経済産業省に対し、出雲市、安来市、雲南市の3市で要望。

- ・国の制度化による周辺自治体の意向が反映される仕組みづくり
- ・制度化までの暫定措置として、電力事業者との立地自治体と同様な安全協定締結への支援

(2) 立地自治体との協定内容の違い

- ・計画等に対する事前了解
- ・核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡
- ・立入調査
- ・適切な措置の要求

3. 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会について

(1) 協議会の概要

1) 目的

中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺環境への影響、安全対策等を把握し、市民の健康と安全の確保に資するため。

2) 委員

出雲市議会の議員、各種団体等の推薦を受けた者、関係行政機関の職員から委嘱等し、35人以内で組織。会長は市長。(現委員数：34人)

3) 任期 2年。

4) 会議 定例会を年1回開催。また、状況に応じて臨時会を開催する。

5) 主な議題 島根原発周辺の環境放射線測定結果報告、島根原発の安全対策等。

(2) 活動報告

平成26年 7月 8日(火)	第1回協議会開催
	内 容
	・協議会の概要及び市の原子力防災について
	・島根原発の安全対策について
平成26年10月 1日(水)	島根原子力発電所現地視察
	内 容
	・安全対策実施状況及び2号機内部
平成27年 3月23日(月)	第2回協議会開催

4. 県による原子力防災資機材等の配備について

(1) 防災資機材の配備

1) 島根県原子力防災ネットワークシステム一式（TV会議システム）

2) 緊急時用の資機材一覧

※配備年度 平成24～25年度

資機材名	配備数
警報付き個人被ばく線量計	150台
NaIシンチレーションサーベイメータ	8台
α線用サーベイメータ	1台
β線用サーベイメータ	3台
全面防護マスク・吸収缶	150個
タイベックスーツ	150着
可搬型衛星電話	2台
簡易放射線測定器（ペガサス）	36台

(2) 環境モニタリング関連資機材の整備

1) 環境モニタリング関連資機材一覧

※整備年度 平成24～25年度

資機材名	配備数
固定式モニタリングポスト	1基
可搬型モニタリングポスト	6台

2) 今後における追加整備

①経緯

国が緊急時における防護措置実施判断をする目的で、新たに簡易型モニタリングポストを設置する。

②整備年度

平成26～27年度（予定）

③設置箇所

平成26年度：4ヶ所（鰐淵、檜山、佐香、阿宮地区）

平成27年度：調整中

(3) 安定ヨウ素剤の配備

1) 経緯

平成24年度、緊急時における住民の安全を確保するため、原子力発電所から30キロ圏内の0歳から39歳の方を対象に配備がなされた。

平成26年度において、国の原子力災害指針の改正に伴い、40歳以上の方も対象に含まれたことにより、追加配備された。

2) 追加後の配備数量

【丸剤】

市内UPZ（30キロ圏内）人口 （平成26年5月末）	既配備数	追加配備数	合計
121,305人	198,000丸	364,000丸	562,000丸

- 3) 備蓄場所
丸剤：本庁、平田支所、大社支所、斐川支所に分散配備
散剤：出雲市総合医療センター及び出雲保健所
- 4) 配備時期
平成27年2月

(4) 幼稚園、保育所への備蓄食料の整備

- 1) 目的
出雲市、松江市、安来市、雲南市内の幼稚園、保育所に対して、原子力災害発生時における、保護者等の迎えを待つ間の食料（備蓄食料）について提供する。
- 2) 備蓄品目
 - ・0歳児用（水、粉ミルク）
 - ・1歳児以上用（水、クラッカー及びビスケットなど1食 200kcal程度）
- 3) 備蓄の基準
 - ・乳児、幼児（以下「幼児等」とする）などの1日分相当
- 4) 配備年度
平成24年度

(5) 保育所への備蓄品整備

- 1) 目的
原子力災害時において、保育所に通園等している就学前児童が保護者への引き渡しに長時間困難となる場合が想定されることから、各施設に対して、事前に紙おむつ等の衛生用品を備蓄することにより、災害時における支援を充実する。
- 2) 備蓄物資
紙おむつ、おしりふき
- 3) 対象施設
松江市、出雲市、安来市、雲南市内の保育所（認可外保育所を含む）
 - ・出雲市内保育所61施設（公立4、私立50、認可外7）
- 4) 備蓄の基準
 - ・3歳未満の乳児、幼児などの1日分相当の衛生用品
- 5) 整備年度
平成25年度

5. 原子力防災訓練について

(1) 島根県原子力防災訓練（出雲市訓練）（主催：2県6市）

- 1) 目的及び経緯
原子力災害に備えた組織防災力の強化及び市民の皆様の原子力災害時における正しい対応の知識習得を目的に、平成24年度から実施している。
- 2) 開催日
平成26年10月18日（土）

- 3) 実施訓練
 - (ア) 初動対応訓練
 - (イ) 災害対策本部要員緊急参集訓練
 - (ウ) TV会議システムによる情報伝達訓練
 - (エ) 学校等の情報伝達訓練
 - (オ) 広報活動訓練
 - (カ) 住民の避難訓練
 - (キ) 避難行動要支援者（在宅）の避難訓練
 - (ク) 環境モニタリング実動訓練
- 4) 参加者数
250人（県全体：3,150人）

(2) 出雲市原子力災害に備えた広域避難訓練（主催：出雲市）

- 1) 目的
平成26年3月に策定した「原子力災害に備えた出雲市広域避難計画」で定めた、市外避難先への避難経路、避難経由所、避難所等の視察等を行うことにより、市民の皆さまの原子力防災に対する理解の向上を目的とする。
- 2) 実施日
平成26年11月12日（水）～12月2日（火）
- 3) 参加地区
8地区（国富、久木、鰐淵、直江、阿宮、稗原、高松、鶺鴒）
- 4) 避難先自治体
7自治体（安芸高田市、海田町、北広島町、安芸太田町、坂町、呉市、江田島市）
- 5) 訓練内容
 - (ア) 一時集結所への参集・屋内退避訓練
 - (イ) 避難バスによる実働避難訓練
 - (ウ) 避難先の避難経由所及び避難所視察
- 6) 参加者数
124人

6. 原子力防災に関する啓発事業について（主催：出雲市）

(1) 出雲市原子力学習会

- 1) 目的
原子力発電の仕組みや放射能、発電所の安全対策及び原子力防災対策等についての理解を深めるため。
- 2) 日時
平成27年3月7日（土）10:00～11:30
- 3) 場所
平田文化館（小ホール）
- 4) 講師
清 哲朗氏（岡山画像診断センター副院長）
- 5) テーマ
「放射能影響・防護について」
- 6) 参加者数
49名

(2) 出雲市原子力関連施設見学会

1) 目的

原子力に係る関連施設を見学することにより、原子力発電の仕組み、原子力防災対策、島根原発の安全対策等についての理解を深めるため。

2) 実施日

第1回平成26年7月29日(火)

第2回平成27年3月13日(金)

3) 見学施設

島根県原子力防災センター、島根原子力館、島根原子力発電所等

4) 参加者数

45名(2回の合計)

主な課題と今後の取組み

【広域避難計画について】

1) 避難手段(バス等)の確保方法等

・現在、国(内閣府)が設置した島根地域ワーキングチームで検討中。

2) スクリーニングについての考え方(場所、体制等)が未決定

・場所については、今年度中に県が調整し、候補地を決定する予定。

3) 市内避難における避難経由所が未決定

・県のスクリーニング候補地を基本に今後決定。

4) 安定ヨウ素剤の配布・服用方法の具体的手順が未決定

・現在、県で島根県安定ヨウ素剤配布計画を策定中。

5) 広島県内の避難所における安全性確認

・現在、県を通じて安全性確認を依頼中。

6) 住民への避難計画の周知

・上記の課題等が一定程度整理され、計画の精度が上がった段階で、改めて住民説明会を開催する。

【周辺自治体の意見反映の取組みについて】

1) 国による法制度が未制定

・引き続き、国に対し、原発の安全対策に周辺自治体の意見が反映されるよう法制度の創設を求めていく。

2) 立地自治体と同様の安全協定が未締結

・上記が確立されるまでの暫定措置として、中国電力に対し、原子力発電所2号機の適合性審査終了までに、立地自治体と同様な安全協定の締結ができるよう取り組む。

【島根原子力発電所1号機の廃止決定について】

現時点では、中国電力から、島根原発1号機の廃止決定について説明を受けたところであり、今後は、廃止措置計画について、詳細な説明があるものと考えている。

廃炉は、使用済核燃料の搬出や、解体に伴う放射性廃棄物の処理などを数十年にわたって行う作業であり、その間の安全性の確保が重要である。

中国電力は、今後、原子力規制委員会に廃止措置計画認可申請を行うことになるが、それに先立ち、本市は、島根県と周辺3市が締結している覚書に基づき、島根県に意見を回答することになる。

その際には、市議会等と相談し、原子力発電所環境安全対策協議会等を開催したうえで適切に判断する。